

令和2年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 令和2年12月11日
2. 招集の場所 可児市役所5階全員協議会室
3. 開 会 令和2年12月11日 午前8時57分 委員長宣告
4. 審査事項
 1. 付託案件
 - 議案第79号 可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定について
 - 議案第81号 可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第82号 指定管理者の指定について
 - 議案第87号 指定管理者の指定について
 2. 報告事項
 - (1) 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
 - (2) 第2期可児市空家等対策計画の策定について
 - (3) リニア中央新幹線の進捗状況について
東海環状自動車道4車線化事業について
 - (4) 土田渡多目的広場について
 - (5) KYBスタジアム人工芝張替工事について
 - (6) 可児市文化創造センター大規模改修工事について
 3. 協議事項
 - (1) 国土強靱化、防災・減災対策の充実強化を求める意見書について
 - (2) 議会報告会の意見の取扱いについて
5. 出席委員 (8名)

委員長	中村 悟	副委員長	渡辺 仁美
委員	林 則夫	委員	野呂 和久
委員	酒井 正司	委員	川上 文浩
委員	澤野 伸	委員	伊藤 壽
6. 欠席委員 なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

文化スポーツ部長	杉山 徳明	市民部長	肥田 光久
建設部長	安藤 重則	文化スポーツ課長	各務 則行
地域振興課長	日比野 慎治	環境課長	西山 浩幸
都市計画課長	溝口 英人	施設住宅課長	今井 亨紀

建築指導課長 吉 田 順 彦

都市整備課長 日比野 聡

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 宮 崎 卓 也

議会総務課長 梅 田 浩 二

議会事務局
書記 下 園 芳 明

議会事務局
書記 林 桂 太郎

○委員長（中村 悟君） おはようございます。

皆さんおそろいようですので、若干早いですが、ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、市執行部の出席については必要最小限にとどめ、随時休憩を取って入替えをさせていただきますのでよろしくお願いします。

それでは、これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いをいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話をしてください。

それでは、初めに議案第79号 可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○環境課長（西山浩幸君） 資料1の19ページを御覧ください。

議案第79号 可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定について御説明します。

市としましては、地球温暖化防止対策のため、再生可能エネルギーの利用は推進していくべきものと考えておりますが、山林を伐採して行う太陽光発電など、環境保全や生活環境の観点から懸念の声が聞こえています。

市には、可児市市民参画と協働のまちづくり条例があり、3,000平米以上の土地区画形質の変更を伴う開発事業の際に事業者と開発協議を行い、適正な事業が行われるよう指導していますが、この条例が適用されるのは、設備の完成に伴う完了検査の合格までとなります。

太陽光発電事業は、20年から30年の間、無人で発電し続けることから、維持管理や発電事業終了後の撤去処分、跡地の管理について適正に行われるのかといった課題が残ります。このような課題に対処するため、太陽光発電事業に特化した条例が必要と考えました。

条例の目的としましては、太陽光発電事業に関する手続を定め、周辺関係者の理解の下、市民の生活環境との調和が図られた事業の実施を求めるものです。市民の生命・財産を守り、安全で安心して生活することができる環境及び豊かな自然環境を保全することにより、再生可能エネルギーの普及促進と環境保全の両立を目指すものです。

条例の対象としましては、第2条に規定していますが、建物に設置してあるものを除く20キロワット以上のいわゆる野立て太陽光発電事業を対象としています。

第7条では、事業者が太陽光発電設備を設置しないよう求める抑制区域を規則で定めます。

1の土砂災害その他自然災害の危険性が高い区域としましては、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンと言われるところですが、そのほかに河川区域を指定する予定です。

2の生活環境または自然環境を保全する必要がある区域としましては、農振農用地と保安林を指定する予定です。農振農用地の中でも営農型というソーラーパネルの下で農業を行

うものは抑制対象とはいたしません。

3. その他市長が認める区域としましては、景観上重要な地域や、保護の必要がある希少動植物が発見された場合など、開発を抑制すべき区域が出てきた場合は、範囲を定めて公表し、広く意見を聞いて規則により指定する予定です。

第8条では、技術基準を規定しています。詳細は規則で定めませんが、一番のポイントは、30度以下の傾斜地に太陽光発電設備を設置することとしています。30度といたすのは、建築基準法などの法令で崖や急傾斜地など、危険箇所として定義される勾配です。

そのほか、調整池、沈砂池の設置や工事中の災害防止、騒音や反射光に対して十分に配慮した計画とするよう求めるものです。

第9条では、申請前協議として国の固定価格買取り制度、いわゆるF I Tの申請をする前に、市と協議を行うことを規定しています。計画の当初に市と協議を行わせることにより、抑制区域や技術基準、周辺関係者への周知など、市の考え方を事業者に伝え、地域と調和した計画となるよう誘導していくものです。

第10条で、周辺関係者への周知を規定し、説明会を開催するなど、周辺関係者とよくコミュニケーションを取るとともに、出された意見を市に報告することを規定しています。

第12条で設備設置協議、第13条で市との協定締結を規定しており、市と事業者は周辺関係者から出された意見を踏まえて協議を行い、その結果について協定を締結します。協定の締結後でなければ工事に着手してはならないということを第14条で規定しており、地域と調和した事業になるように十分協議してまいります。

第18条以降は、附則の第2条第2項に規定してありますが、既に運転している太陽光発電事業についても適用させるものです。内容的には、第19条で適正な維持管理、第20条で事業の終了に伴う手続について定めています。

また、市は事業者に必要な資料の提供や立入調査を求め、この条例の施行に際し、必要があると認める場合は指導、助言及び勧告を行うことができる規定になっています。このように、太陽光発電設備の設置時だけでなく、将来にわたって地域と調和した事業になるよう市が関与するものです。

第24条に、指導、助言、勧告に従わない事業者名等を公表し、国に報告することを規定しています。

附則の第1条で、本条例案の施行日を公布の日としています。これは、本条例案が市民の生命・財産を守り、安全で安心して生活することができる環境及び豊かな自然環境の保全を目的としていますので、その効果を最大限発揮させるための措置です。

条例が施行されましたら、直ちに条例の対象となります発電事業者に文書で周知を行います。これからF I Tを利用して、太陽光発電事業を計画しようとする事業者につきましては、今年度のF I T認定の申請期限が12月18日となっておりますので、来年度の申請まで猶予がありますので、即日施行でも支障がないものと考えています。

以上、条文について説明してまいりましたが、太陽光発電事業については、立地や構造等

について規定した法律がありません。国は、事業計画ガイドラインにおいて事業の実施に当たり、条例の遵守も明記しております。地域の実情に合わせて条例で決めてくださいという趣旨であると言われておりまして、その条例で規定する代わりに市の条例に従わない場合はF I T認定の取消しを含めた指導を行うというふうにっております。

市では、本条例を制定することで、許認可権限のある国の強い指導が期待でき、適正な太陽光発電事業の推進に寄与することができると考えております。

最後に、事務分掌ですが、条例の所管課は環境課です。ただし、条例の第9条の申請前協議から第17条設備設置工事の完了までの事務を建築指導課で執り行います。第18条以降の維持管理や廃棄に係る規定の事務につきましては、環境課で取り扱うことになっております。

以上で条例についての説明を終わります。

○委員長（中村 悟君） それでは、これより議案第79号に対する質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（伊藤 壽君） 太陽光発電施設の建設中のことですが、8条に技術基準とかありますが、そういう建設中に災害等により土砂が流入したときに迅速に対応していただくというような、そういったことは条例上はどうなってくるのでしょうか。

○環境課長（西山浩幸君） 施工中の災害等に対する処置になりますけれども、第4条に事業者の責務として、事業者は太陽光発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守し、災害の防止及び生活環境、自然環境及び景観の保全に十分配慮するとともに、周辺関係者と良好な関係を保つよう努めなければならないというふうに規定してありまして、災害の防止も含んでおりまして、申請、協議の段階でそういう仮設防災といいますけれども、災害に至らないようにする計画を出していただくようなことも規定しておりますので、その辺りで安全な施工を求めるものであります。以上です。

○委員（川上文浩君） 19条からは既存の施設についても対応していくというようなお話だったと思うんですけど、まず1点、その既存の施設については、この条例が施行されたと同時にチェックをしていくのかということをお聞きしたいというふうに思います。

○環境課長（西山浩幸君） 既存の施設につきましては、資源エネルギー庁のホームページで運転状況等が公表されておりますので、その辺りも含めましてそういう事業者の方に文書で可児市には条例ができましたということを周知して、条例に沿って運転していただくように求めるものであります。以上です。

○委員（川上文浩君） それは、条例にのっとって事業者のチェックを全て行政のほうでやっていくということよろしいですか。

○環境課長（西山浩幸君） そのとおりでございます。

○委員（川上文浩君） それと指導、助言、勧告というのがありまして、やはり勧告というのが最終的な手段だろうというふうに思うんですけど、これは法的拘束力はないですね、勧告です。お話によると、勧告に従わなかった場合はその事業者の名前と所在地、そして内容を公表して、国に報告をして、国がF I T法の認定を取り消す処置をするというようなお

話だったと思うんですが、その一連の流れについて、法的拘束力がない勧告に対して国がそこまでF I T法の認定を解消するという根拠なるものというのは何かあるわけですか。

○環境課長（西山浩幸君） 資源エネルギー庁が出しております事業計画ガイドライン、あくまでもガイドラインにはなるんですけども、その中に本ガイドラインと条例の遵守をうたっておりまして、その中でF I T法の認定取消しを含めた処分を行うことがあるよというようなことが書かれておりまして、その中で担保されるというふうに国の方からも直接聞いておりますので大丈夫かと思っております。以上です。

○委員（川上文浩君） それなら非常に安心できるわけですけども、市が勧告をしてそれに従わないということで、報告をして期限を決めてということですけども、市側とするとその期限はどれぐらいを見ているのか。

また、国のほうは勧告を守らないという報告を市町村、可児市のほうから受けて、F I T法の認定を取り消すまでにどれぐらい期間を要して、手続をしていただけるようなのかというのは、分からなければいいですけど、分かれば結構です。

○環境課長（西山浩幸君） 期間につきましては、期限を決めて是正を求めるということにはなるんですけども、ケース・バイ・ケースでかかる時間が違うと思いますので、その辺りはその実情に応じてということになるんですけども、公表につきましては2週間ほど公表する前に猶予というか期間を設けまして、その間に相手方からの意見をもらおうと。弁明の機会が必要ですので、そういうところを設けておりますのでそれが終わってからということになります。

あと、是正ではなくて、国の取消し等の処分はどれぐらいかかるのかということに関しましては、今のところ事例が沖縄で農地法の関係で取消しはあったというのは1件聞いておりますが、あまりありませんので、どれぐらいかかるのかというのは分かりません。

国としましては、取消しをするよりも、何とか条例に従うようにというような方向で取り組みたいということは聞いております。以上です。

○委員（伊藤 壽君） 先ほどの建設中の災害等について質問をしましたが、その地域においてはそれぞれ地域の課題等は異なってくると思います。そうした場合、下流域ですと例えば大雨が降ったときの水質汚濁とか、工事中においても沈砂池、調整池などをしっかりして災害防止に努めていただきたいというようなことは最初に出てくるかと思いますが、そうした業者のほうと協定を結んだりしてきちっと地域としてもそれを押さえていきたいということになった場合、市のほうとしての関与はこの条例上はどうなってくるのでしょうか。

○環境課長（西山浩幸君） おっしゃられるように、地域の思ってみえることがいろいろ違うかというふうに思っております。

自治会単位になるかとは思いますが、その事業者と協定を結びたいというようなことがありましたら説明会等でその旨を発言していただいて、事業者のほうからは説明会でこういう意見が出されましたということをして市のほうに報告する義務も規定しておりますので、その中で協定を結びたいというようなことがあったかどうかというのを報告書の中に記入するよう

に、今様式のほうを考えておりました、そういうところから地域の要望を吸い上げていくと。その中で市が間に入りまして、地元が協定を結びたいというふうに希望されておるといことで仲介を取りまして、地元とのよくコミュニケーションを取った事業計画になるようにということを推進していく。その仲介を市のほうでさせていただくというようなことを考えております。以上です。

○委員（伊藤 壽君） それとは少しあれですが、災害時において地域への電源供給といったようなものへの対応というか、そういうものは今現状としてはどうなってくるでしょう。その協定の中でそれは表示していくことになるんでしょうかね。

○環境課長（西山浩幸君） 地域貢献ということも含めまして、国のほうでも法改正によって災害時の電力供給というのを令和2年4月から義務化するという、容量によって違いますけれども義務化というところも出てきております。

その中で、いかに災害時に地域の方が使えるかというようなことも含めまして協議をして、それを協定の中に落とし込むと。まずはそこで市のほうで協議、協定を結ぶわけですが、必要に応じて自治会等の地域の方とも協定を結ぶように市のほうで誘導を図っていくということを考えております。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（川上文浩君） 物すごく単純なことで申し訳ないんですけども、申請前協議も含めてなんですが、開発しようとする当該場所が他の市町村との境界にある場合なんかもあると思いますけれども、その辺のところの対応というものはどういうふうにされるわけですか。

○環境課長（西山浩幸君） 条例の定義の中で、第2条、定義としまして(5)になるんですけども、周辺関係者というものを定義しております。

これにつきましては、事業地に隣接する土地の所有者または占有者、隣接土地における建築物の所有者または居住者、隣接土地において事業を営む者、事業区域に係る自治会等をいうということで、市外の方でありましてもこの周辺関係者に該当する場合は、その方たちの意見も聞きながら状況を踏まえて対処していくということで、可児市民のみに限ったことではなく周辺関係者というふうに捉えております。以上です。

○委員（川上文浩君） 聞いたのは、それもそうなんだけど場所、その開発しようとする場所がまたがって、例えば1メートルだけ可児市だけ残り9メートルは御嵩町みたいな場合でもこの条例は有効なのかと、その場所に対して有効なのかどうかという基準か何かあるんですかという。

○環境課長（西山浩幸君） 条例はあくまでも可児市の中で効力を発揮するものですので、一部可児市ということならば、その一部の部分についてしか効力は発揮しないということにはなりますけれども、計画としましては一体で考えて、必要があれば是正を求めるといことにはなります。

近隣の市町村とよく協議しながら、可児市の条例と近隣で条例等を持ってみえればそのことの整合を合わせて取り組んでいくということになります。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（酒井正司君） どうしても新設というか設置のほうに焦点が当たりがちなんですが、今後はやはり廃棄というか撤退というようなことも当然念頭に置かなきゃいかん。その意味で20条があると思うんですが、これを見ますと3項で事業者は太陽光発電設備の撤去を完了したときは届出だと。届け出たということは届けが出たらそれで終わりということなので、その撤去した後の安全確保であったり、その辺の判断をどうするのか。業者が終わりましたで撤去しましたよとしても、その後の処置が原状復帰されているのかとか、あるいは安全確保されているのかとか、その辺の配慮はどうでしょうね。

○環境課長（西山浩幸君） 20条の第2項に、事業者は太陽光発電事業を終了しようとするときは事業計画に定める終了に伴う措置及び市長が別に定める措置を講じなければならないというところで、やめる場合にはきちんと跡地を更地に戻すなりして適正に処分してくださいよというような措置を命じるということになります。

そこで、それがきちんとできているかどうかを市のほうはまた確認しますので、例えば基礎がそのまま残されているというようなことがあった場合には、市長が別に定める措置ということで是正措置を指導するということになってきます。

それが適切に行われないような場合には、指導、助言、勧告ということになります。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（伊藤 壽君） 今の件に関連してですけど、買取りというのは20年になりますね。それで施設としては多分30年とかそれ以上にもつと思うんですけど、そこで終了して撤退するときに、今言われたそういった施設の撤去とかそういったことの実効性、この条例上実効性はどう保たれるわけでしょうか。

○環境課長（西山浩幸君） おっしゃるとおりFITの認定期間というのは20年ということで、太陽光発電施設は今のところ30年ぐらいはもつだろうと言われております。

FITが終わった後につきましては、FIT法の関係で許認可のある国の権限というものは弱まるかと思うんですけども、50キロワット以上につきましては電気事業法という別の法律もありますし、廃棄物となった場合には廃棄物の処理及び清掃に関する法律という廃掃法と言われるものがあるんですけども、そちらのほうの適用にもなってきますので、それに条例があるということで市が関与して、適切に行わせることができるというふうに思っております。

また、今後そういうことが顕著になってこれば国のほうでの法改正等もあるかと思いますので、そちらのほうにも注目しながら取り組んでいくということで考えております。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（澤野 伸君） すみません。FIT法改正の見通しについて少しお尋ねします。

撤去費用の積立てを企業に義務化させるような動きが出ているんですけども、例えば先

ほど伊藤委員もおっしゃった電力地域の協定ですか、地域協力の協定等も含まれてくるというような見通しがあるんですけども、今回のこの条例で例えばその事業者に撤去費用の積立てを義務化させるような方向が打ち出された場合に、この条例についてどこら辺が影響されてくるのか、また運用規定でこれは賄えるものなのか。もう間もなく改正のあれが来ると思うんですけども、その辺の影響というのは、この条例に対して何か起き得るものがあればちょっと教えていただきたいんですが。

○環境課長（西山浩幸君） 先ほどおっしゃられたFIT法の改正なんですけれども、今年もう5月に改正されまして、積立てのほうはもう義務化ということで、施行日は令和4年4月1日からということになっておりますので、その辺りについてはもう想定をした中での条例ですので、特に変わってくることはありません。ですので、よその条例としては積立ての報告とかということの規定しているところもあるんですけども、それはもう担保されるという前提でつくっております。以上です。

○委員（澤野 伸君） その事業者の確認、しっかり積み立てられているかという確認という、その権限というのは調査権限で賄えるということですか。

○環境課長（西山浩幸君） 制度設計のほうは今国のほうで詰めておるという段階で、どこまで開示されるのかといったところが不明瞭ですので、必要とあらば資料の提出とかというところの分野で求めていくということを想定しております。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかにございませんか。

○委員（野呂和久君） 第7条のところの抑制区域の指定の部分で、事業区域に含めないよう求めるものという条文になっておりますが、拘束力というかここはどの程度のものなんでしょう。

○環境課長（西山浩幸君） 当初の説明の中でもちょっと申しましたけれども、立地とかに関する法的な制限というのは法律上はありません。

ですので、市のほうでこの太陽光発電事業と地域との調和に関する条例につきましては市民の生命、財産を守るということを大前提に、最大の目的としてやっておりますので、危険箇所には造ってほしくないよということを求めていくということになるんですけども、協定の締結を義務としておりますので、その危険性が取り払われな限りは市のほうが協定を結ばないというようところで担保していくということを想定したものです。以上です。

○委員（伊藤 壽君） 7条に関係してですが、この抑制区域、例えば久々利地区のようにまちづくり計画が策定されているといったような地域についてはこの抑制区域に当たってくるわけですか。

○環境課長（西山浩幸君） 抑制区域といいますと、やっぱり市民の財産に関するところに制限を加えるというようところもありますので、地域の方の十分な協議をいただいた総意の下、範囲を定めて指定する必要があるというふうに考えております。

100%の同意ではなくても指定するということはできるかと思っておりますけれども、その場合に、3番のその他市長が必要と認める区域としまして、範囲を皆様にお知らせして意見を求

めて規則で定めていくということを想定しております。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（野呂和久君） 細かいところすみません。23条のところの第7号のところです。

質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をしたという条文がありますけれども、これはどのような形で、こちら側と市の立証というか、どうされるのか。そのお話をしているところを記録なんかをしながらという対応なのか、実際の現場はどういうようなことを想定されているのでしょうか。

○環境課長（西山浩幸君） 立入調査及び質問という条項になってくるんですけども、この条例の施行に対して必要な限度において事業者に対して説明を求めるということをして規定しております。そこで後日にはなるかと思うんですけども虚偽の説明であったというようなことが判明したような場合に、そのことを指導、助言及び勧告という段階を踏みまして、最終的には公表というようなことに至るところでして、どのようにというのは事業者との交渉というかそういう話し合いの中でこういう調査を拒むとか、虚偽の答弁をしていたというようなことが分かった場合には次の段階に進みますよという規定になっております。以上です。

○委員（野呂和久君） 虚偽の答弁をしたということを、いや、そんなことは言っていませんというやり取りも起こり得るかなと思いましたが、その場合当日どのような対応をされているのかなということをお聞きしました。

○環境課長（西山浩幸君） 基本的には質問等を文書でやり取りをするということを想定しておりますので、その物が証拠というか、段階を追って実は違っていましたというようなことが判明したときには虚偽の答弁というようなことになるというふうに考えております。以上です。

○委員（林 則夫君） 可児市でこの太陽光発電が最初に話題になったのは、たしか景観審議会、それから都市計画審議会かと思うんですが、そのときにいろいろ意見が出たわけなんですけれども、結局そのときにはもう法整備を待つ以外取締りの方法はないんじゃないかなということをおっしゃったんですが、まずその前に条例の話が出てきたわけなんです、将来はこれは法で縛るといような方向性があるのかなのか。ないんだったらそのように働きかける必要があると思うんですが、その点いかがですか。

○環境課長（西山浩幸君） 太陽光に関する法律といいますのがFIT法といいまして、固定価格で買い取りますよというところのものはあるんですけども、その中で廃棄についても改定されて、廃棄費用の積立てを義務化すると。源泉徴収的に行うというような変更は出てきましたけれども、最初の入り口になります立地とか技術基準に関しましては、国は地方の実情に合わせたものを造ってくださいということで法整備をする考えはないですということをおっしゃっております。

その代わりに、その条例については最大限バックアップするよということをおっしゃっておりますので、今回、可児市もそういう意見を受けて条例の制定を進めるということになります。

ですので、国のほうとしては維持、管理等、今後考えられることについては法整備も視野に入れて考えておられるようですけれども、入り口につきましては市町村に任せるということを言っておられます。以上です。

○委員（林 則夫君） 山林、雑地だったら致し方ないかとは思いますが、要するに可児市の良田、田んぼですね、これだけはもう絶対に太陽光発電をやらせるなということで、農業委員会のほうで僕はくどくしつこく言っておるわけなんですけど、まだいまだに田んぼに設置というようなことはないようですが、農業委員会の委員長には、絶対にこれだけは守ってくれるようお願いしておるんですが、そうしたバックアップをぜひ行政のほうでしてやってほしいと思うんです。よろしくお願いたしたいと思います。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（伊藤 壽君） ちょっと条文についてお聞きしたいんですけど、第10条の2項ですが、周辺関係者の理解について、これは努力義務になっておりますがその辺は考えはどうでしょう。

○環境課長（西山浩幸君） 第10条は周辺関係者への周知というところで、2項のところでは事業者は前項の周知を行うときは、実施しようとする太陽光発電事業の内容について、周辺関係者の理解が得られるよう努めなければならないというふうになっておりますけれども、あくまでも一方的にお願いして理解していただけないということではなく、双方の合意の上というところになりますので、義務規定というふうにはなかなかできないのかなということで、努力義務の、努めなければならないということにしておりますけれども、そういう理解が得られるようにということを市のほうでも誘導していきますし、地域の方ともよくコミュニケーションを取っていただくということが条例のタイトルにあります調和というところになっておりますので、そのことについては十分協議の中で取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○委員（伊藤 壽君） もう一つ、条文で第21条、資料の提出等ですが、この条例の施行に関して必要があると認めるとき、これはどういったような場合が想定されているのでしょうか。

○環境課長（西山浩幸君） 先ほども少しありましたけれども、廃棄費用の積立てということが義務化されてはきますけれども、どのようになるかという公表化されるのかどうかというところも分かりませんので、その辺りの報告をもらうこと。あとは、維持管理の状況としまして、年に何回ぐらいどういう活動されるんですかというようなことを資料として出してくださいという場合があるかなということを想定しております。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかによろしいですか。

○副委員長（渡辺仁美君） この条例の効果の大きなものの一つはやはり抑止力にあるかと思うんですが、想定ですみません、お尋ねするんですが、どの行為が起り得るといえるか可能性としてあるかなと、どういうふうにお考えでしょうか。可児市の場合。

○環境課長（西山浩幸君） 今現状ですけれども、急傾斜地に指定されているところ、下に住宅があって勾配の急なところでも山林を切ってそのままパネルを貼るということで太陽光

発電ができるというような状況になっております。

そういうところについては下の家の人の生命、財産が危険であるということもありまして、この条例の中ではそういうところは設置してほしくないです、事業エリアから外してくださいということを求めていくということのための条例になっております。

そういうこともありまして、例えばいろいろあるんですけども大規模に山林が伐採されるよというようなときにも、環境についてどういう影響があるのかというのを詳しく調査をして報告をもらって、できるだけの対処をしていくということで、この条例を制定する意義があるというふうに捉えております。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（酒井正司君） 先ほどの国の動きに関連すると思うんですが、こういう条例の制定の動き、県外と国内の動きって大ざっぱな数字って分かりますか。

○環境課長（西山浩幸君） 県内では、可児市は6番目になるかというふうに思っております。岐阜県のほうにも確認しましたが、県のほうでも条例をつくったほうがいいのかなどということで検討はしているということでしたけれども、市町村が作り出せば県のほうはなしでということになるかもしれませんけれども、広く検討はされていると。

今回議案として上げさせていただいたので、その辺りでうちも考えているんですけどというようなことで、問合せも県内の市町村からいただいておりますので、今後増えていくのかなということは想定しております。

詳しい数についてはちょっと分かりません。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑はございますか。よろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

それでは、ほかに質疑もないようでありますのでこれで質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

御意見、討論のある方お願いいたします。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論もないようですので討論を終了いたします。

これより、議案第79号 可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第79号を原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第81号 可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 議案第81号 可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料番号1. 議案25ページから26ページ、資料番号4. 提出議案説明書の5ページ上から2段目の議案第81号を御覧ください。

まず本条例の改正の趣旨でございますけれども、令和2年の税制改正において、婚姻歴や性別に関わらず公平な税制支援を行う観点から全ての独り親に対する税制度の見直しが行われました。この趣旨を踏まえ、市営住宅における入居者選考の際の配慮事項の対象となるものの表現を改正することとしたものでございます。

主な改正内容としましては、本条例第7条第5項に規定しております入居者の選考の際の配慮事項のうち、寡婦と寡夫について、婚姻にとらわれない独り親家庭の親と改めるものでございます。

またこのほか、これまでの法令改正に伴う修正として、本条例第4条の公募の例外、第4号中、土地区画整理法の第3条第3項及び第4項について土地区画整理法の一部改正が行われたことにより、同法第3条中に3項が追加され、3項が4項に、4項が5項にと項ずれが生じたため、条文中の表記を整理し、改正いたします。

施行日につきましては、先ほど申し上げた税制改正と、それらによる公営住宅法施行令の一部改正及び公営住宅法施行規則等の一部改正の施行日が令和3年1月1日の予定になっておりますので、同日としております。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方。

○委員（酒井正司君） 7条の5項に引揚者、炭鉱離職者という文言が旧態依然として残っているんですが、これって必要ですかね、こういう区別というのは。

○施設住宅課長（今井亨紀君） ごめんなさい、ここの部分についてはあれなんですけども。公営住宅のモデル条例のほうでも、たしかこの文は残っていたかと思っておりますので、この文には残しておりますけれども、必要かどうかはちょっとごめんなさい、それは検討しておりませんでした。

○委員長（中村 悟君） 今のは公営住宅管理標準条例に記載があり、想定される可能性があるため検討に入っていなかったという答えですね。分かりました。

ほかに何か質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。御意見のある方。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論もないようですので討論を終了いたします。

それでは、これより議案第81号 可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

すみません、1時間になりますが続けていきます。

次に、議案第82号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○文化スポーツ課長（各務則行君） それでは、議案第82号 指定管理者の指定について御説明をさせていただきます。

資料は、資料番号1、議案書の27ページ、資料番号4、提出議案説明書の5ページ、建設市民委員会資料でございます。

資料番号1、議案書の27ページを御覧ください。

1. 指定管理者を指定する施設は、可児市文化創造センター アーラです。

2. 指定管理者の名称等は、可児市下恵土3433番地139、公益財団法人可児市文化芸術振興財団理事長 高木伸二さんです。

3. 指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までです。

続きまして、建設市民委員会資料1-1を御覧ください。

可児市文化創造センター アーラは、皆様御存じのとおりでございますけれども、可児市文化創造センター条例にもありますとおり、心豊かな地域文化の創造と振興を図り、文化芸術を通して全ての市民が地域社会で生き生きと暮らすことのできるまちづくりに寄与するため設置した施設でございます。

公益財団法人可児市文化芸術振興財団は、可児市文化創造センター アーラの管理運営を行うことを目的に設立された法人であり、定款には可児市から受託する文化施設の管理運営に関する事業を行う旨、うたわれております。可児市文化創造センター アーラの指定管理者制度の導入は、平成18年度から実施をいたしておりまして、3期にわたりまして公益財団法人可児市文化芸術振興財団が指定管理者に指定されております。

指定管理者の選定方法については、可児市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例及び同施行規則の規定によりまして、いずれも特命指定であり、今回も同様としております。

令和3年度からの指定管理者の指定に当たりましては、令和2年10月12日に可児市指定管理者選定委員会を開催し、採点の結果、各委員の平均点は82.2点でございました。その結果を踏まえまして、指定管理者の候補団体として公益財団法人可児市文化芸術振興財団が選定されております。

なお、採点の結果の詳細は、資料の2ページのとおりでございます。

資料1-2につきましては、特命指定の理由を整理してまとめたものでございます。参考

として添付させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

○委員長（中村 悟君） それでは質疑のある方、質疑をお伺ひします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論のある方。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですのでこれにて討論を終了いたします。

それでは、議案第82号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員といたします。したがいまして、議案第82号は原案どおり可決するべきものと決定いたしました。

それでは次に、議案第87号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○地域振興課長（日比野慎治君） 議案資料1、議案書の32ページ、議案資料4、提出議案説明書の6ページ、別にお配りさせていただいた委員会資料2を併せて御覧ください。

それでは、議案第87号、可児市市民公益活動センターの指定管理者の指定について御説明いたします。

指定団体は、特定非営利活動法人可児市NPO協会で、平成18年度から当該施設の指定管理者として実績がある団体でございます。

指定管理者が行う業務につきましては、委員会資料2の1ページ下段から2ページにかけて記載してあるとおりでございますが、次の指定期間からは自治会の活動や会計処理などの相談にも対応できるようにいたします。

指定管理料は単年度当たり830万円で、現在よりも80万円の増額となりますが、この主な理由としては、8月3日に行った可児市指定管理者選定評価委員会、これは地域づくり関連施設委員会でございますが、による外部評価結果及び10月12日の同委員会による選定結果に付議された委員の意見により、働き方改革について考慮した人件費の見直しを行うため、専門的知識や経験値を考慮し、相談員単価をいじめ防止専門職員と同額程度に見直したものでございます。これにより、職員の確保や資質向上につなげていきたいと考えております。

なお、この金額については、本議会に債務負担行為として補正予算をお願いしているものでございます。また、令和2年第4回可児市議会定例会において、火曜日を休館日とすることを認定していただいたことでの削減額は76万円となります。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間で、公募に対しては候補者以外からの問合せもありましたが、最終的に候補者のみが応募されたものでございます。

指定管理者選定委員会における採点結果は、資料3ページの点数表のとおりでございますが、委員からは、指定期間中における後継者の育成や、働きやすい労働環境の整備についての御指摘もいただきましたので、四半期ごとのモニタリング等において協議をしていきたいと考えております。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○委員長（中村 悟君） それでは、質疑に入りますが、質疑のある方、ございませんか。

○委員（伊藤 壽君） 文化創造センター アーラのときもそうでしたが、ここで資料2の3ページの審査点数表ですが、一番下の個人情報保護とか情報公開、これが適正に行われていることに対して5点の配点で3.8点って、こうした重要なことに対して低いような気がしないでもないんですが、その辺りはどうお考えでしょうか。

○地域振興課長（日比野慎治君） 審査委員がつけた点数でございますので、その中身というか意向はちょっとよく分かりませんが、総合得点でクリアしているので、取りあえずオーケーかなというところは考えます。

○委員（伊藤 壽君） これすみません、選定方法は文化創造センター アーラと同じ特命指定になるわけですね。

〔「違う」の声あり〕

これ違う、公募ですか、失礼しました。

○委員長（中村 悟君） よろしいですか、ほかに質疑はないですか。

○委員（川上文浩君） 伊藤委員と同じような感想を僕も持って、この始まる前もお話ししていて、この評価点ってどういう基準で何をもってやっているのかなという部分と、文化創造センター アーラとの差が内容は違うにしても、82点と68点で基準点60点以上だからいいのかなと思いつつ、今の伊藤委員がおっしゃったことというのは、やはり個人情報保護についてはこれはもう本当に5点満点じゃないとまずいんじゃないのというところだと思うんですね、3.8点。審査委員が決めた点数だからではなくて、本来ここはだってマストですよ、企業であれ公であれ。それが3.8点というのはちょっとどうかなというのは僕も思いましたという部分とですね。

これは公募されたけれども、1者、1団体しかなかったということで、ここにだけプロポーザルされて点数をつけてこれになったということなんですけれども、だからといってやはりこういった点数に対する指導というものは、今までどのようにされてきたのか、また今後どのようにしていくのかということがすごく大事だと思うんですね、指定管理者と契約していく上で。この配点はどういう意味合いでこうなったのか僕は分かりませんが、100点満点で76.8点が高いか低いかも分かりません。ですが、どういったこれに対して指導していくのか。特に先ほど言われた個人情報保護及び情報公開が適正に行われているということが、5点満点で3.8点という高いか低いかわかりませんが、5点を目指すためにどう指導して

いくのか、どうしていくのかということはとても大事だと思います。長い期間の指定管理になるので、その辺のところについてどうされるのか教えていただきたいと思います。

○地域振興課長（日比野慎治君） すみません、この結果については、委員がつけられた点数の意向というのはちょっと読み取れないんですけれども、個人情報保護、情報公開が適正に行われること。当然、5点満点でないといけない部分もあろうかと思えますけれども、そこは事業者のほうのプレゼンを受けてのことだと思います。

そこでどういうことがあったのか、また再確認をしまして、発言と、それから進め方と改善するべきところを再チェックしまして、また指定する段階におきましては、モニタリング、それから毎月行っている事務局会議等でそれぞれ確認をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○委員（川上文浩君） ぜひ、一番最後のところって、これ絶対マストですよ、普通。公であるんで、民間企業でもそうですけれども。

この防災、事故、緊急時の対応、BCPとか個人情報保護とか情報公開というのは、これもう違反した時点でばっさりやられるのが今の通例なので、幾らその指定管理者だとはいえ、やはり市の厳しい管理下において、このところだけはしっかりやってもらわないと、上の項目も大事だと思うんですけど、まずはこの下2つの設置の目的に達する十分な能力を有しているかという、この能力がなかったらもう任せるより直営でやったほうがいいですよ、要は。この能力がなければ、極論を言うんですよ。

だからまず絶対的条件としてこれがあって、次の市民のサービスの向上とか事業の啓発とか入ってくると思うんで、ぜひここだけしっかりとやっぱり指導また評価をしてほしいなあというふうに思うので、ぜひそういった方向を出していただいて報告していただけるように、委員会などでしていただければというふうに思います。

○市民部長（肥田光久君） すみません、御指摘大変ありがとうございます。

一番下の個人情報保護及び情報公開の部分でございますが、点数が低いという御指摘でございます。

こういった個人情報保護に、万が一の遺漏があったとかそういうことではありませんし、情報公開のほうが遅れを取っているということでもございませんけれども、先ほど課長が申しあげましたように、委員の意向というのは一つ一つちょっと読み取れないんですけれども、例えば情報公開であれば積極的な情報公開の在り方とか、そういった部分の視点があつたかもしれません。そういったことは課長が申しあげましたように、今後のモニタリングですとか、毎月の事務局会議の中でしっかりと確認をして、在り方というものは改めて必要があれば指導してまいりたいと。

それから危機管理につきましても、事務所があそこに移りまして時間もたってきておまして、改めて建物の2階にあるということで、在り方というものを改めて確認をして、必要があれば指導していきたいというふうに考えておりますので、すみませんけれども、どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員（川上文浩君） ああ言えばこう言うわけじゃないですけど、やはりどうしてもであるならば、その選定委員がどうしてこの点数になるのかというのは調べないと。じかにその選定委員が感じて、いやこのレベルじゃこの点数だよと思われたのか。これだから、基準点以上でしっかりやっているんだけど、これになったんだよというところはしっかりと聞かないと分からないと思うので、その作業は要りますよね。

点数だけで、じゃあその点数はその人の、選定委員のあれで分からないでは、やっぱりこれは数字ですから、公表した以上はちゃんとこの数字の説明と根拠という部分が要ると思うので、選定委員だから分からないでは通用しないんじゃないですかね。何かあったときに、完全にこれは責任を追及されるというふうに思います。もし情報が漏れたり何かあったときに、そういう点数がついているんだから、そこのところはしっかりとやっぱりヒアリングするなり何なりして何が足らなかったか。これ10点満点にすると、割と低い点数になってくるので、倍すると。70点そこそこというところになってくるんで、やはりこの項目だけは90点以上が欲しいよねというところだけ、やっぱりリサーチしてもらいたいというふうに思います。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑はございますか。

○副委員長（渡辺仁美君） すみません、細かい点ですが、先ほど市民部長が2階の場所にあるということに言及されましたので、ちょっと市民の方から聞いたことをここでお伝えしておきます。

前は総合会館分室の1階で、今のほうが逆に分かりやすいはずなんですけれども、位置がまだ確認し切れていない方が多くて、2階にあることを利用して、窓から簡易な看板ですとかそういったものを出せないかということをご提案したいんですけど、すみません。

○地域振興課長（日比野慎治君） 今の御意見につきましては、私もそういった部分は感じますので、例えば北側の窓の外向きに何か表示をして下から見えるようにするとか、そういうことをちょっと検討してまいりたいと思います。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑もないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

御意見のある方、発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、討論を終了いたします。

それでは、議案第87号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案の賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第87号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

た。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここで、お諮りをいたします。本日審査いたしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、ちょっと長くかかりましたが、ここで議事の都合により暫時休憩といたします。この時計で10時半まで休憩といたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時28分

○委員長（中村 悟君） それでは、会議を再開いたします。

報告事項に移ります。

それでは、報告事項の第1番、可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○建築指導課長（吉田順彦君） 委員会資料3を御覧ください。

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が令和元年5月17日に交付され、昨年の9月議会で一部施行済み分を改正いただきましたが、未施行分が令和3年4月1日に全面施行されます。

資料2枚目のカラーの建築物省エネ法における現行制度と改正法との比較を御覧ください。

今回の法改正で、新たに手数料を徴収することとなる部分は、左側の中規模300平米以上2,000平米未満の現行制度につきまして、建築物は届出義務となっておりますが、右側、改正法の建築物は適合義務と強化されます。この届出につきましては無料でしたが、適合のほうは手数料が発生いたします。

資料1枚目に戻りますが、現在は建築確認手続に連動し、省エネ適合させなければならない建築物として、建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない対象建築物は、大規模建築物である床面積が2,000平米以上の住宅以外の建築物ですが、今回の改正によりまして、対象建築物は床面積が300平米以上の住宅以外の建築物に拡大されます。

可児市は、限定特定行政庁として、木造建築物で最大500平米までの権限を持っております。木造で300平米から500平米の2階建てまでの事務所等の用途に限定されてきましたが、当該事務の手数料に係る規定を追加するものでございます。

手数料の額につきましては、現在県などと調整中ですが、国のほうから審査に係る時間により算定するということが示されましたので、計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査手数料として建物規模、用途、計算方法ごとに新規・変更の手数を新たに

設定いたします。現在、想定では可児市の場合は最大30万3,000円となる予定です。

また、今回国が示しました先ほどの審査に係る時間による算定という、この算定方法により、既に条例内に定めてあります建築物エネルギー消費性能向上計画の認定、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定、低炭素建築物新築等計画の認定審査に係る手数料についても同様に整理のほうを行います。

さらに、法改正に伴い、引用条項にずれが生じたための改正も併せて行います。

今後の予定でございますが、改正法は令和3年4月1日に全面施行されますので、3月議会に条例案を上程いたしまして、令和3年4月1日施行の予定となります。

岐阜県内の特定行政庁、限定特定行政庁とも手数料単価は同額とし、令和3年第1回の定例会に上程予定と伺っています。

次に、資料1枚目の裏面のほうを御覧ください。

都市計画法の開発許可申請手数料ですが、可児市の場合は都市計画法第29条に規定する開発行為の許可につきましては、面積が1,000平米以上を対象としています。そのため、1,000平米以上の審査手数料は既に規定しておりますが、開発区域が可児市と隣接市町にまたがるような場合にあっては、おのおのの行政区域の面積に応じた審査対象となりますので、1,000平米未満の開発行為の許可申請の手数を新たに追加いたします。

手数料の額につきましては、そこの表のとおりでございますが、既に設定してあります岐阜県、岐阜市、大垣市、各務原市、多治見市と同額といたします。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） それでは、質疑を行います。

何か御質問のある方、ございますか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようでございますので、次の議題に移ります。

それじゃあ、次に移ります。

続きまして、2番目、第2期可児市空家等対策計画の策定についてを議題といたします。

また、執行部の説明をお願いいたします。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 建設市民委員会協議題2. 報告事項(2)第2期可児市空家等対策計画の策定について御報告いたします。

資料については、資料の4-1、概要版（案）、A3判の横書きのものです。あと、資料4-2、計画本文の冊子、資料4-3、実施施策の主な変更点、A4ぺらのものです。資料4-4、パブリックコメントの実施要領の4つがお手元にあるかとございますので、御確認ください。

まず本計画の策定概要を御報告する前に、これまでの経緯を御説明させていただきます。

可児市空家等対策計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条の規定によって、市町村の区域内で空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、同法第5条による基本方針に則して空き家等に関する対策についての計画を定めることができるというふうになっていることから、平成29年12月に策定され、計画期間を平成29年度から令和2年度

までの4年間として、そういった計画に基づき、空き家等に関する施策の実施をしてきたところでございます。

今年度、計画期間の終期を迎えるということから、空家等対策の推進に関する特別措置法の第7条及び条例第16条に基づく可児市空家等対策協議会において、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を重ねてまいりました。協議会においては、6月30日通常開催を行いまして、特に重要な施策部分に関して説明を行い、御承認をいただきました。

新型コロナウイルス感染防止のため、書面開催とした8月31日の第2回協議会では、計画素案を委員の方々へ送付いたしまして、意見の聴取を行いました。意見の聴取後、計画案の修正を行い、10月15日書面開催の第3回協議会では、修正計画案の提示を行い、最終計画案に関して委員の方々全員の承認をいただいております。また、10月末には庁内庁議への報告をし、承認をいただいております。

それでは、本計画の策定概要を御報告させていただきます。

お手元の資料、可児市空家等対策計画第2期（概要版）（案）を御覧ください。

本計画の構成につきましては、第1章計画の概要、第2章空き家等の現状と課題、第3章空き家等対策の基本方針と施策、最後に資料編として関係法令等の掲載をしております。

初めに、第1章計画の概要といたしまして、計画の目的、計画の基本的事項、本市のまちづくりの方向性と空き家等対策の位置づけとしています。空き家等の発生抑制や、管理不全な空き家等の減少及び利活用促進を目的とし、計画期間を上位計画と連動するよう令和3年度から6年度までの4年間、対象区域を市内全域としています。

本計画は、可児市政経営計画及び可児市国土強靱化地域計画を上位計画として、第2次可児市都市計画マスタープランや第2期可児市総合戦略などと連携する計画として位置づけております。

次に、第2章では、空き家等の現状と課題として、概要版左側のほうにまとめておりますけれども、既往資料による現状整理、空き家等の実態調査の結果、平成30年度所有者アンケート調査の結果、第1期可児市空家等対策計画期間中の取組の状況について、現状から見た問題、空き家等に関する課題について掲載しています。

これらの資料や調査結果、アンケート結果、第1期計画期間の取組を踏まえて現状から見た問題を洗い出し、最後に空き家等に関する課題として大きく3つに集約しております。本文では39ページから40ページに掲載しております。

第3章においては、空き家等対策の基本方針と施策として、1. 空き家等対策の基本方針、2. 空き家等対策の推進体制、3. 本計画期間内に実施する施策について掲載しております。

空き家等対策の基本方針は、概要版（案）の右側上段を御覧ください。

第2章の空き家等に関する課題から3つの大きな課題に対して、空家等対策計画の基本方針を大きく3つ設けております。

次に、推進体制は、本文43ページから44ページにございますけれども、庁内の体制、空き家等の対策協議会との連携、空き家等審議会との連携をお示ししております。

本計画の期間内に実施していく施策としましては、大きく6項目を設定しております。概要版の右側の四角の枠で示しております。あと、資料で可児市空き家等対策計画の実施策の主な変更点も併せて御覧ください。

1つ目は、空き家等の実態把握でございます。空き家等実態調査の実施、所有者等意向調査の実施、空き家等データベースの更新、維持、位置情報の共有の3つを掲げており、現計画からの継続施策となります。

2つ目は、空き家等に関する相談への対応でございます。市における相談窓口の一本化、専門知識が必要とされる相談にも対応できる窓口の設立の2つを上げております。市における相談窓口の一本化は、現計画からの継続施策とし、専門知識が必要とされる相談にも対応できる窓口制度の設立は、これまで市の住宅相談や不動産相談、岐阜県住宅供給公社の空き家・住まい総合相談室等を紹介、案内したり、年2回程度の空き家相談会を専門家団体の協力を得て行ってまいりましたが、専門知識が豊富な各種団体と空き家対策に関する協定を結び、各所有者等に見合った空き家解消へ向けた相談体制ができるよう取り組んでいくことを検討してまいります。

3つ目は、空き家等の適正管理の促進でございます。空き家等の適正管理に関する啓発、空き家等の発生抑制や空き家等対策に向けた事前準備に関する啓発の2つを掲げています。この2つは継続施策としております。現計画に合った専門家団体とのマッチングは、相談体制との重複した内容であったことから、2つ目の空き家等に関する相談への対応に踏襲しています。また、サービス事業者登録制度の実施については、同様に専門知識が必要とされる相談にも対応できる窓口制度の設立の施策の中の枠組みで考えていきたいと思っております。

4つ目は、空き家等の利活用の促進でございます。かに暮らし発信サイト「Kanisuki」の活用、空き家・空き地バンク制度の見直し、所有者等と地域における利用意向とのマッチング、西可児地区における空き家等のモデル事業の実施。4つを掲げています。

かに暮らし発信サイト「Kanisuki」の活用は、継続施策でございます。空き家・空き地バンクの制度の見直しは、現バンクでは所有者等を有するものしか登録できませんけれども、相続関係が複雑化している空き家等でも登録できるよう制度見直しをしていきたいと思っております。また、協力業者においても、利活用困難物件でも積極的に仲介していただける不動産業者を募り、官民一体で運営できるバンクを検討していきたいと考えております。

所有者等との地域における利用意向とのマッチングは継続施策でございますが、特に社会福祉協議会との連携、空き家等の福祉利用目的の有効活用を目的としたマッチング施策を検討し、固定資産税の減免等の税制優遇に関しても税務課と連携していきたいと考えております。

西可児地区における空き家等のモデル事業の実施については、去る9月議会での予算決算委員会審査結果報告において、令和3年度予算編成への提言の一つとして、大学生との交流と住環境の整備について岐阜医療科学大学の学生と地域住民との交流機会を増やすための支援を行うとともに、空き家の利活用など、増加する学生の住環境を整えるための支援を検討

することとの提言をいただいているものと関係するものでございます。

この提言にも対応した新規施策として、岐阜医療科学大学の学生を対象とした戸建て住宅の賃貸や寄宿舍、いわゆるシェアハウスですけれども、による空き家の利用に関して需要と供給の掘り起こしを検討していきます。具体的には、入学時や在校生に向けてバンク協理事業者と連携した供給物件の確保と、学生への需要調査及び学内のホームページ等による情報提供を大学関係者と調整、協議しながら検討していきたいと考えております。既に、大学関係者とは10月に本計画の内容を御説明して御協力いただけるというふうな回答をいただいております。

5つ目は、跡地等の利活用の促進でございます。除却に向けた助言・指導、除却に関する助成支援、制度変更、所有者等への税制優遇制度等の周知の3つを掲げております。

除却に向けた助言・指導については、継続施策でございます。除却に関する助成支援の制度変更は継続施策でございますけれども、より利用しやすい助成制度とするため、助成金交付要件であるバンク登録を除却に限っては登録がなくても利用できるよう、登録要件の廃止等を制度改正を検討していきたいと考えています。

なお、現在の制度では、旧耐震基準の空き家については除却工事が令和2年度から令和5年2月までの措置として助成率10分の3、助成金上限額30万円の助成を行っております。

所有者等への税制優遇の周知は、市ホームページ、チラシ、パンフレット等を利用し、広く周知してまいります。

6つ目は、特定空家等の対策でございます。この特定空家等の対策は、当然継続施策でございますけれども、特に草木に関する劣悪な場合の特定空家等への認定判断基準がないため、見直しを検討していきたいというふうに考えております。特定空家等に対する措置の対応フローについては本文の55ページのとおりでございます。

最後に、今後のスケジュールでございますけれども、パブリックコメントについて資料の4-4でございますが、令和3年1月12日から2月1日の21日間の期間においてパブリックコメントを実施する予定でございます。2月の初めには頂戴した意見に基づく計画案の確定、結果の資料の作成を行い、2月中旬の庁内協議を経て、2月下旬の市ホームページにおいてパブリックコメントの結果の公表を行う予定でございます。その後、3月議会の建設市民委員会のほうにおいてもパブリックコメントの結果を御報告させていただく予定でございます。計画の公表は4月1日を予定しております。

私の報告は以上でございます。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

それでは、何か御質問、御意見ありましたら。

○委員（酒井正司君） まず、褒めておきたいと思います。

概要版の第3章の1から6までありますね。その中の4番の西可児地区のモデル事業というの、これは実は私、一般質問で提案して素っ気なく蹴飛ばされたようなことで、ただ、そんなことは置いておいて、今回の決算審査で提案、モデル事業という形ではなかったんです

が、大学との連携ということを取り上げたんで、これに応えられたというのはこれを大きく評価をまずしたいと思います。

それですが、可児市はこの空き家問題の解消がなかなか進展しないというのは、1つには財政的な援助が少ないという。解体のやつは見直されて少し成果が上がっておるようですが、よその自治体と見るとやや財政的な後押しが弱いなあと思っておったんですが、この西可児地区のモデル事業には、財政的な特別な出動というのは考えられますか。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 今回の西可児地区のことに關しては、まだ具体的にどういったものを進めていくかというところが、来年度からの協議会のほうでいろんなこととお聞きしたりとか御提案もさせていただきながら、あとは学校側との交流というか協議を進めながら、具体的にこういったことをやっというふうになっていくことかと思っておりますので、令和3年度の予算的には、この部分に關して何か予算的に盛り込んでおるかというところはまだ未定でございますので、内容が。その辺がまたいろんな事業を進めるにあつて必要な経費が必要だろうということになってれば、例えば補正であるとか、そういったことをお願いをしていくことになろうかなあというふうに考えております。

○委員（酒井正司君） 資料の27ページをちょっと開けてください。

ここに表がありますね、2-3-5という表、これの上から1・2・3・4、これはいわゆる行政側というか、そちらからの行動を期待しているということなんですよ。その比率もかなり全て上位を占めているということで、これはお願いですが、モデル事業も含めて、ぜひ積極的な行動をお願いしたいと思います。

○委員（川上文浩君） ちょっとお聞きしたいことがあつて、知り合いから聞いて、空き家再生診断士という資格があつて、そういった方々と連携を取りながら進めている市町村もあるよというような話を聞いて、どれほどまでの権限があつて、どれほどの資格認定のあれでということとはよく知らないんですけども、そういった専門的な知識を持った方々、多分聞いたところによると宅地建物取引士の資格を持っていて、その診断士の資格も取っているみたいな方が見えるらしいんですけども、そういった専門的経験を持った知識との連携を進めることによって、空き家の対策についてよりいい方法が見えてくるような気がするんですけど、そういった連携のほうはどうなんでしょうか。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 今度の計画で、今の相談体制であるとかそういったところの見直しをしていくんですけども、やはり私ら職員だけでは知識的に大変ですし、今考えられるのは、そういった宅建協会とか不動産、そちらの方面の方々に御協力をいただいくことになろうかと思ふんですけども、その中で、今言われたような空き家の再生診断士であるとか、そういった方がそういった協会の関係者とか、そういったところでどのくらいおられるかということもあると思ふんですけども、そういった診断士だけではなくてそういった協会の方々の、実際には不動産屋になると思ふんですけども、そういった方々と、あとは基準によっては建築士とかそういった方も出てくると思ふんですけども、そういった枠組みでもやはり相談体制として、今のアンケートの結果でもございますので、ま

ずは協定なんかを結びたいんですけど、どういったことが実際やっていただけそうなのかということはお聞きしながら、その空き家の所有者であるとか相続関係者であるとか、そういった方々が相談のしやすいような環境を保たれるように、まだこれから連携はしていかなあかんですけども、御相談をかけながら、ちょっと制度的につくっていききたいなあというふうに考えております。

○委員（川上文浩君） やはりちっちゃい行政ですと、なかなかそこまで手が回らないというのが現状だとは思うんで、そういった民間で活動されている人とか活躍されている人とか、ネットワークがあるようでしたらどんどん民間活用して行って、その指導、管理していく立場だけにして、そういったところは民間にお願いするほうがスムーズに行くような気もするので、ちょっとアンテナは高くしてもらって調べてもらって、どんどん利活用していただければ、大学との連携もそちらでしっかり取っていかれる可能性もあります。そちらをお願いしたいなあと思います。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（林 則夫君） 決して意地悪な質問をするつもりはないけれども、課長、空き家の定義を教えてください。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 空き家のほうは、当然今まで居住されていた住宅がある一定期間、1年とかそういった類いになってくるとは思うんですけども、そういった類いで管理がされなくなってきたということがまず1つ、空き家ということがあると思うんですけども、その中には、敷地の草であるとかそういったものも管理されていないというところで、空き家というのは、そういった人がいなくなったということになるんですけども、あとは私が危惧しておるのは、管理が不全となってきたというところになると思うんですけど、そういった面でいくと、草木が伸び放題になってきたとか、住宅であれば管理がされていなくて屋根が崩れてきたとか、そういったことになってくるかと思しますので、特に管理されておればそんなに問題はないとは思うんですけども、あとは今管理されておっても、その空き家が、例えば所有者も高齢であったりとか、今後どうなっていくか分からんということていくと、まず事前に今後その空き家をどうしていくか、例えば売買で処分するとかいったところのアドバイスということも必要になってきますので、事前準備と事後の指導といったところが大事になってくることなのかなあというふうに思います。以上です。

○委員（林 則夫君） 僕が考えるのには、空き家というのは恐らく3年までぐらいが空き家であって、課長が言う、その屋根が朽ちてくるようになれば、これは廃屋だと思うんですよ。だから、1年から3年以内に誰かに維持活用してもらえようことを考えていくのが、僕は筋じゃないかなあと思って、数年前から可児市に新婚さんで来た人があれば、そういう人に住んでもらうとか、会社の社宅代わりに使ってもらうとか、今教職員住宅がなくなりましたんで、学校の先生の中でも東明小学校のようにいつきの4分の1ぐらいの児童・生徒になってしまったところへは子連れの先生を充てるとか、今渡北小学校のように人数の多いところへは独身の先生を充てるとか、そのぐらいのことを考えてみたらどうかということを提

言したことがあるんですが、ぜひそういうことも考えながら知恵を絞って、できるだけ3年以内にあまり手入れをしなくても住めるような家を探してあげるとというのが僕は本来の姿じゃないかなあと思うわけなんです、なかなかいろんな事情がありまして、私も新婚さんをどこかに住まわせてやろうと思って周りの団地の自治会長に話してみたんですが、何か今住んではないけれども荷物が一切そのままになっておるとか、いろんな事情があるようなんですけれども、数多くある空き家の中には、恐らくそのままずっと住めるような家もあると思うので、そういうところをよく見て、ぜひ新婚さんでも先生でも社員でもいいから、学生さんでもいいから住まわせるような方法も、ぜひ考えていただきたいと思います。以上です。

○委員長（中村 悟君） それでは、ほかに発言のある方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、次に移ります。

続きまして、3番目、リニア中央新幹線の進捗状況についてと東海環状自動車道4車線化事業についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○都市計画課長（溝口英人君） 都市計画課からは、リニア中央新幹線事業と東海環状自動車道の工事状況について御報告させていただきます。

なお、これらの情報は、主に各事業者から情報提供いただいたり聞き取りをしております。その確認内容となっておりますので、御承知いただきたいと思います。

資料は5でございます。資料5-①から④まででございます。不足、よろしかったでしょうか。

それでは、資料5-①の報告事項に沿って御説明させていただきます。

まずはリニア関連から、資料5-②の動向一覧を見ていただきたいと思います。こちらの資料は9月11日の当委員会で報告させていただいております内容に追加で表示してございます。

5ページを御覧いただきたいと思います。

表の左側がJR東海及び国と県の動きでございます。一番下でございます。令和2年9月17日可児市内大森発生土仮置き場における環境保全についての公表を行っております。

続きまして、1枚めくっていただきまして6ページでございますが、その他の部分ですけれども、10月21日大森工区において区分土の仮置き場に関してJRと地権者と賃貸借契約の締結が行われました。契約期間については5年でございます。

続きまして、東海環状自動車道の工事状況について御報告させていただきます。

資料については5-③と5-④を御覧ください。

まず、9月に報告させていただいております柿田トンネル工事につきましては、10月中旬より掘削が始まっております。12月に入った時点では47メートルの掘削が進んでいると聞いております。

さらに、小渕大橋下部工事につきましては、株式会社大西組が受注をしております。令和2

年10月1日から令和4年12月19日までの工期でございます。橋脚や橋台の施工を行う予定でございます。位置については、資料5-③を見ていただきたいと思います。位置図の中のちょうど中ほどに小淵ダムがございますが、ここに吹き出しで出ております小淵大橋（下部工）工事契約済みと、この位置でございます。

なお、工事に関する地元対応としましては、次のページの5-④の回覧文書を添付してございますが、久々利地区の住民や自治連合会、それから土地改良管理組合などに回覧や資料配付及び説明を10月や11月に行っているところでございます。御参考に添付させていただきました。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） それでは、質疑を行います。

質疑のある方ございませんか。

○委員（林 則夫君） 課長、今の時代だから工事なんてものは大企業が本当に合理的にやることは、これは間違いありませんけれども、大萱地域の住民の感情、説得の状況、これはどうなっているの。

○都市計画課長（溝口英人君） もちろん大萱地区の方と、コロナ禍において若干接触が控えられていたことは否めないんですけども、基本的には接触させていただいております。もちろん感情という話もございますが、やはり個々の方としっかり協議させてもらうということが大事というふうにJR東海からもお聞きしております。

実は、一部現地測量に入るという予定を聞いておりますので、全体という話ではないんですが、一部は入れるというふうに聞いておりますので、そういうことでは地元の方とお話をしながら進めるところから進めておるといふふうにお聞きしております。以上でございます。

○委員（林 則夫君） これ、一種の国策で行う大工事ですので、静岡県みたいなみっともない形は取りたくないと思うし、さりとしてフェイントをかけられた形ですね、大萱は。最初は地下走行をということで、何も可児市は関係なしであんからかんとしておったわけだけど、急に地上走行をするということになるもんだから、あたふたしたわけなんだけれども、もう地元の住民としては大変迷惑な話だろうと思うわけです。久々利全体の問題でなくして、大萱の住民のことを考えると本当に心が痛む感じがするわけですが、ぜひ役所で中に立っている方向に向けて努力してやってください。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（酒井正司君） 静岡県知事が随分頑張っているから、開業の時期は間違いなくずれると思うんですが、その影響ってありますか。

○都市計画課長（溝口英人君） 実は、我々も危惧しているところでございます。ただ、JR東海からの正式な発言としては、延びるという、まだ見解を示されていないというところでございますので、注視しながら確認を取っているところでございます。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） ほかに、御質問ある方見えませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、次の議題に移ります。

続きまして、4番目、土田渡多目的広場についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○都市整備課長（日比野 聡君） 都市整備課からは、さきの予算決算委員会の事前質疑でも御説明をさせていただきましたが、土田渡多目的広場整備事業の事業期間の延伸を御報告いたします。

土田渡多目的広場は、木曾川が持つ魅力を活用し、新たな人のにぎわいをつくとともに、木曾川の自然に触れる交流の拠点として子育て、スポーツ、イベントなど、子供から高齢者までの幅広い世代が利用できる公園として、公園整備とアクセス道路整備の2本立てで事業を進めております。

公園東側の多目的グラウンドは、昨年度完成済みですが、西側の多目的広場は、今年度国の補助金を活用し、年度末の完成を目指しておりましたが、補助金の交付額が要望額を下回ったため、完成が見込めない状況となっております。

公園につきましては、一、二年程度の延伸を想定していますが、ここに来まして公園整備の補正予算に関する情報が県から伝えられており、今後も国・県の動向を注意しつつ、補正予算が成立した場合の対応を想定して準備を進めてまいります。

アクセス道路につきましては、県道側の一部区間については完成しましたが、その先の一部区間において、家屋移転を伴う用地交渉が難航しており、今年度の完成が見込めない状況となっております。今後も引き続き、広場へのアクセス向上や、周辺地区の交通安全確保のために用地交渉に努力してまいります。

そして、今後の対応としましては、周辺の観光資源、特にかぐや姫の散歩道への来訪者が増加していることや、コロナ禍による移動自粛のムードにより、身近な公園でスポーツや健康増進のための運動などに加えて、自然や歴史に親しむ機会が求められております。そういったことで、公園のオープン予定時期についての問合せのほうも寄せられております。

今年度の工事が完成しますと、東西の両駐車場も完成し、現道の市道2号線からの入場が可能となるため、公園使用についての意見に耳を傾けながら、次の議会に付議させていただく公園の予定区域や、この先の公園の利用について検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（中村 悟君） 何か御質問のある方。

○委員（林 則夫君） 土田渡多目的広場というのは、これは正式名称にするつもりですか。

○都市整備課長（日比野 聡君） まだ名称につきましては、未定でございます。あくまでもこれは、現段階では仮称ということでございます。

○委員（林 則夫君） 実はこれ、僕がつけた名前です、それで先般も澤野委員にいい名前を考えろと言っておいたんですが、そういう段階ですね。

実はこれ、40年来の問題で、ようやくここに来たかという感がするわけなんです、当時から進入路の問題、40年前のことを今でも同じことを言うてるわけなんだけれども、もうこれいいかげんに解決をしてほしいと思うわけなんです。

それで、ちょうど羽崎に緑の丘がありますね。あそこで平牧地区の運動会をやっておるもんですから、僕は提案して、ぜひ土田地区の運動会ができるような広場、多目的広場にしたらどうかというのがそもそもの始まりであって、ようやく今度かぐや姫ですか、何とか言う遊歩道もできるようですが、そもそも始まりはそこであったわけなんですので、何とかこの名称においても今のはやりのネーミングライツというんですか、あんなような形でいい名前をつけてやってください。以上です。

○委員長（中村 悟君） 何かお答えありますか。

○都市整備課長（日比野 聡君） ありがとうございます。

そうですね、ここにもございますように、まず皆さんに親しんでいただくということが第一なので、今お話ございましたようなことも考慮しまして、検討してまいりたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○委員長（中村 悟君） ほかに御発言のある方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件も終了いたします。

すみません、それじゃあちょっと、執行部の方の入替えがございますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時15分

○委員長（中村 悟君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、KYBスタジアム人工芝張替工事についてを議題といたします。

御説明をお願いします。

○文化スポーツ課長（各務則行君） それでは、KYBスタジアム人工芝張替工事について御説明をさせていただきます。

資料6を御覧ください。

KYBスタジアムの人工芝張り替えにつきましては、9月議会の補正予算でお願いしたものでございますけれども、先日12月4日に契約を締結いたしましたので、概要について報告をさせていただきます。

契約金額は9,977万円で、施工業者は美津濃株式会社でございます。工期は12月4日から令和3年2月19日までです。張り替え面積は資料にございますとおり、赤い部分でございますけれども、補償部分を除きまして9,090平米でございます。現在、芝の色はグリーン、緑色でございますけれども、今回内野のみ茶色に変更して張り替えを行います。

続きまして、KYBスタジアム人工芝張替工事に関連いたしまして、一般質問にもございましたが、可児市運動公園グラウンドの再整備について、委員の皆様にご承知おきいただきたく、御説明をさせていただきます。

可児市運動公園グラウンドの再整備につきましては、市政経営計画において令和3年度に

4億7,500万円で計上いたしております。再整備の工事内容は、全体面積約2万1,000平米で、多目的に利用できる人工芝を敷設し、野球やソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフなど、より多くの市民の皆様にご利用いただける施設を目指すものでございます。

具体的に申し上げますと、大人用サッカーコート2面、または軟式野球2面が利用可能でございまして、中央に防球ネットを設置することで、異なる種目の利用に対応できるようにすることを現時点では検討いたしております。

市政経営計画では、市の単独事業といたしましてプロポーザル方式を採用することで、工事完了までの期間を短縮することを考え、この間より具体的な要求事項を取りまとめるため、競技団体の方々にヒアリングを実施するとともに、事業費の見直しを行い、約6億円の事業費として試算したところでございます。

なお、市政経営計画の金額より増額となっております理由は、全体的な工事費の高騰と管理棟の取壊し及び新しいクラブハウスの建築を加えたことによるものでございます。

KYBスタジアムの人工芝の張り替えをできる限り間を置かずに早期に運動公園グラウンドの再整備を行う必要があると考えておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により財政状況が厳しくなる中、これまで市の単独事業として予定しておりましたが、国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用し、整備することも検討いたしております。

今後は、補助金交付申請事務を進めるとともに、来年度は実施設計に着手していきたいと考えております。市の財政負担をできる限り少なくするとともに、早期の着工を目指してまいります。

説明は以上でございます。

○委員長（中村 悟君） 質疑のある方ございませんか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、続きまして、次の議題に移ります。

6番目、可見市文化創造センター大規模改修工事についてを議題といたします。

執行部の御説明をお願いします。

○文化スポーツ課長（各務則行君） それでは、可見市文化創造センター大規模改修工事について御説明をさせていただきます。

資料は7を御覧ください。

昨年度から進めてまいりました大規模改修工事については、9月議会において現地視察によりまして工事の状況を御覧いただきましたけれども、現在まで順調に進捗しております。今回は最後の報告となりますので、よろしく願いをいたします。

資料にございましており、工事の全体進捗率は11月末現在で97.7%でございます。ロフト工区部分は予定どおり10月1日から一部開館しております。劇場工区部分の工事も完了し、あとは検査、引渡し等を行うのみとなっております。

資料のほうには御覧のとおりでございますが、工事ごとに一部の内容ではございますけれども、現場の写真をお載せしているところでございます。

資料の2ページの最後のところに、今後の予定をお示ししております。今後は試運転、調整等を行いまして、1月8日に全館開館いたします。1月10日には成人式が予定されておりますけれども、その後は一般貸出しとなりますけれども、一般貸出しは1月11日から開始となります。

一時は新型コロナウイルス感染症拡大の影響も危惧されましたが、順調に進捗できたことにつきまして、委員の皆様の御協力に心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

なお、改修工事を行う中で、新たな修繕箇所に対応するために、各工事において変更契約を行いましたので、今後専決処分の報告をさせていただきます。

また、レストランでございますが、カテリーナ・ディ・アーラに代わる新しいレストランが1月8日にオープンを予定しております。店名は「じゃぱん」という名前でございます。テイクアウトできるサンドイッチを、このコロナ禍でございますので前面に打ち出しながら、プレートランチなども企画されておまして、おしゃれなイメージのレストラン、カフェ方式といいますか、そういったものを検討されているというところでございますので、こちらもぜひ御利用いただければと思っております。

説明は以上でございます。

○委員長（中村 悟君） それでは、何か御質問ございますか。

ございませんか、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件も終了いたします。

それではすみません、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分

○委員長（中村 悟君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、3番目協議事項等に移りたいと思います。

まず1番、国土強靱化、防災・減災対策の充実強化を求める意見書についてを議題といたします。

お手元にお送りしました資料、今配っていただきました案を御覧いただきたいと思います。

○委員（澤野 伸君） すみません、事前に資料ナンバー8ということで、国土強靱化、防災・減災対策の充実強化を求める意見書（案）ということで提出をしておりました。

公明党と会派きずなとちょっと協議の上、一部変更の部分を申請したいということで、私のほうから改めて、今お配りさせていただきました意見書案を提案させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

国土強靱化計画の中において、令和2年度で事業が終わるということで、今後ともその事業の継続を求める、そしてまた安定的かつ持続的に予算執行をお願いしたいということで、意見書を国に提出したいということが趣旨でございます。

可児市において、可児市国土強靱化地域計画が今策定中でありまして、令和3年4月実施を予定しております。こういった観点からも、ぜひ国のほうもしっかり予算づけのほうを努めていただきたいということがメインでありましたけれども、昨日閣議決定がなされました。その部分において少し変更をしなければならないということで、文書のほうに少し訂正を加えたものでございます。

それでは、案文のほうを読み上げさせていただきます、提案とさせていただきます。

国土強靱化、防災・減災対策の充実強化を求める意見書（案）。

現在、本市においては様々な防災・減災対策の充実強化に取り組んでいるが、今後も気候変動に伴う降水量の増加により、河川の氾濫、土砂災害の激甚化・頻発化や、南海トラフ地震の大規模災害の発生が懸念されている。

これらの災害から住民の生命と財産を守り、地方創生の取組等を進めていくため、国土強靱化、防災・減災に向けた取り組みをより一層推進していくことが急務となっている。

また、加速化するインフラの老朽化対策は喫緊の課題であり、積極的な予防保全措置が防災効果を高めることから極めて重要である。

よって国においては、次の措置を講じられるよう強く要望する。

記1. 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後の総合経済対策が令和2年12月8日に閣議決定されたところであるが、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、今後も必要な事業予算を安定的かつ持続的に確保すること。

2. 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算を確保すること。

また、事業年度が令和2年度までとされている緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、対象事業の拡充を図るとともに令和3年以降も期限を延長することとあります。

提出先が、衆議院議長以下各大臣、官房長官というふうになってございます。

ぜひ御協議の上、委員会でお許しをいただければ、本会議のほうに上程をお願いしたく、提案するものであります。よろしくお願いたします。

○委員長（中村 悟君） それでは、この意見書についてですが、内容、あるいは文言等についてお話をいただき、最終的に意見書を提出するかどうかを決定していきたいと思いますが、御発言、何かありましたらお願いします。

ちょっと急に文書を書いたんで申し訳ないんですが、ちょっと簡単になっています。

○委員（川上文浩君） 出すかどうかということ、まず皆さんで議論して決めたほうがいいと思うんですが、現在の、今説明ありましたがけれども3か年緊急対策はここ近年、大規模災害が全国各地で起きているので、まずそれを緊急的に対応していこうということで、国土強靱化のための緊急対策として行われ、これが令和3年3月で終わるということで、それがどこまで我々のところまで来ているかということ、なかなかちょっと見えてこない部分があるのは確かであるというふうには思います。

ですから、水害の防止やインフラ整備の機能とか、当然監視していく、また観測をする、

情報を発信したり、あとは救助したり救援能力とか全て含めて全国各地の市町村でこれは求められていくだろうし、やはり円滑な避難とか全部含めた中の計画になっている。

またあとは、長期停電問題とか通信障害も含める中でやらなくちゃいけない。また、中小含めた全国の河川の緊急対策をどこまでやっていくかということなんですけれども、どうもこの辺のところは見ているところ、予算措置がなかなかこちらまで下りてきていないというのが現状なので、現在そういった総合的に見て、全ての面でまだ足りないというふうに私も感じるところはありますので、あくまでも現在の3か年緊急対策というのは、今まで災害が起きたところへの集中的な財政投資をして、緊急的にやっているという部分もあるんですけれども、そういう意味ではもう少しこの地方自治体がという部分、今計画をつくったところなんですけれども、お金がなくなっちゃこれは何もできませんので、国が管理すべきものはしっかり管理してもらって、県が管理するものはしっかりしてもらって、市町村が管理をしっかりする上で、内容はともかくこういった方向で意見書を出すことには、私は賛成させていただいています。以上です。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

そのほかに何か御意見のある方。

○委員（野呂和久君） 議会報告会でも、自治会長からの御意見で避難所のことをテーマにされながら、全ての方が避難所のほうへ入るということは大変に難しいので、今予防的などころの観点も含めながら自治会としても検討していらっしゃるような御意見もある中で、やはり減災というところの予算をしっかりと地方から声を上げていくということは大変重要ではないかと思います。

そうした意味で、今回この意見書を提出する意味は大きいのかなあとと思いますので、意見書の提出に賛成させていただきます。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

意見書の提出に今のところ賛成という御意見をいただいておりますが。

○委員（伊藤 壽君） 私もこの意見書を出して、やはり継続的に財政措置をしていくということは必要ではないかなあ。やはり大きな事業に関しましては、国の支援なしには進められないと。しかし、一刻も猶予がもうない時期に来ているのかなあというふうに思いますし、市のほうでもそれぞれ橋梁の強化とか改修を進めてもらっています。

やはり、先ほど野呂委員も言われたように、そういった災害が起きたときに減災は本当に大切なんですけど、またいろいろ移動支援とか、そうしたことに対しても必要になってきますんで、そうしたインフラの整備というのは必要になってくる、どうしても必要かと思えます。

そうしたことから、やっぱり意見書は出して、積極的にこうした要望を伝えていくべきだというふうに思います。以上です。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

今、お三方から意見書の提出については賛成という御意見をいただきました。まず、提出

について反対……。

○委員（林 則夫君） 防災とありますけれども、これ、火災も災害の一つと考えますと、最近テレビ、新聞等の報道にも火災がありますと必ず人命を失っておりますね。昔はあんな火事ぐらいで人は死ななかったわけですがけれども、最近の火災は必ず人の死亡につながるわけなので、この辺のことも十分に、家屋は昔の家屋と変わってきた関係もあるかと思えますけれども、何とか人命を尊重するようなこともちょっと網羅した上で、意見書の提出をされるとうろしいかと思えます。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

変な言い方ですが、反対されるような御意見ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、意見書の提出については提出をするということで、その前提の下に文言、文章、何か今案を出していただいておりますが、御意見があればお伺いしておきたいと思えますが。

○委員（伊藤 壽君） 文言で、本当に軽微なところですが、本文3行目の「南海トラフ地震の大規模災害の」になっていきますので、「南海トラフ地震による」とか、ちょっと直したほうがいいのかあというふうに思えます。

○委員長（中村 悟君） ほかに何か御意見ありましたら。

〔挙手する者なし〕

よろしいですかね、おおむねほかのところは。

〔発言する者あり〕

すみません、それじゃあ伊藤委員から訂正の御意見を言っていた、南海トラフ地震による大規模災害の発生が懸念されているというふうに直させていただくということではよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのように訂正させていただいて、この意見書を……。

林委員の火災というお話でしたが、どこか入れるとなると、どういうところに入れるか、どういう入れ方をするかですが。

○委員（川上文浩君） ちょっと火災を特定してここに入れるのは少し難しいのかなあというふうには思っていますし、ほかの通信とかいろんな部分があるんですけども、それは3か年緊急対策というのが既にそれで網羅しておりますので、ここにその文章があるので、それで避難所も含めた中で大枠は、ここの中で表現されているのでいいのかあとは思いますが。火災の人の命というのはどうも意見書には入れにくいかなあということで、その裏にあるという意識を持って出していく方向でいいんじゃないかなあとは思って、ちょっと文言にしてこの中に入れ込むのは難しいかなあというふうには思っています。

○委員長（中村 悟君） 今、そのような御意見ですが、ほかの方、何かよろしいですかね、そういう。

〔挙手する者なし〕

林委員、そういうことで中には含むんですが、なかなか文章にしにくいということで。

○委員（林 則夫君） いいですよ。

○委員長（中村 悟君） 御了解いただきたいと思います。

ほかにはよろしいですね。よろしいですか、あとは。

〔挙手する者なし〕

それでは、意見書を提出することについては異議がないということで、建設市民委員会から、これは議会運営委員会のほうに提出するということなのかな。議会運営委員会のほうに提出するという、要らないですよ。

〔「議会運営委員会には出てきます」の声あり〕

〔「自動的に出ます」の声あり〕

出ますよね、自動で。はい、分かりました。

そのように意見書を提出させていただくということで進めさせていただきます。

それじゃあ、今の意見書ですが、委員会発議ということで出させていただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

すみません、よろしくお願ひします。

それでは、あと最後ですね。議会報告会の意見の取扱いについてを議題といたします。

これ、資料行っておるのかな。行っておるんやね、資料。

〔発言する者あり〕

すみません、これ見るとコロナ差別を許さない緊急メッセージ、議会から出したものについて、言い方がちょっと覚えがないですけど、何かもっと強制的なことを何かないのでというような御意見、これは兼山の人が言われていたかな。あとは外国籍市民の方へのコロナ対策の指導をもうちょっと徹底せよというような意見だったと思います。それと、あとはどこにもあるごみ集積場所についての御意見を聞くという、そういうことだったと思うんですが、どういうふうに取り扱いを、この委員会として取り扱うべきかという御意見をお伺いしたいんですが。

何か委員会で、特別これは取り上げていこうと言ったほうがというような、あれはありますよね。

○委員（澤野 伸君） 議会報告会で、各自治連合会長からいろいろ御指摘もいただいて、今所管の部分で出させていただいておりますが、コロナ差別の緊急メッセージに対しての部分については、やはりこれはまだ第3波の大変な時期でありますので、注視していくことは重要かと思いますが、議会が何かアクションを起こさなきゃならないという事態になれば、その都度やはり柔軟に対応していきたいというふうには思いますので、ぜひ注視していくという形でよろしいかと思ひます。特にまた外国籍の方についても、翻訳でかなり丁寧な指導もしていただいておりますし、特に生徒・児童についても、そのような文書も配付してあるということも確認してありますので、これも併せて注視していくという形でよろしいかと思ひ

ます。

また、ごみ集積所に関しては、建築指導課がミニ開発の部分についてはいろいろと指導もかけていただいておりますけれども、なかなかマナー等々が守られないということでの苦情も多いということも環境課のほうも出されておりますけれども、この辺についてもまだ、何か妙案なわけでもないんですが、今のところはその程度というところだと思いますので、何か今すぐという対応策が打てるというものではないんですけれども、委員会として少し注視していくという形を取られたらよろしいかなあというふうには私は思います。

そのほかの意見についても、今太陽光についての条例等々で審議されたばかりですので、しっかりこれも対応していくということでもよろしかったのではないかなあと考えますが、いかがでしょうか。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

ほかに御意見。

○委員（川上文浩君） コロナ差別の緊急メッセージの対応については、これはやはり当初も答えたように、相談窓口をしっかりとしてもらって、市民の方々にここで相談を受けますよという明確なものを行政側から出してもらうように、これは依頼しておけばいいということであって、議会とすると、これ以上のところにちょっと踏み込むのは少し無理があるのかなあというふうに思います。

あと2つは、ごみ集積所に関しても、やはり外国籍の方々の問題も含めて諸問題あるようですが、まずはこの委員会とすると、フレビアを通してやろうとしたものがコロナ禍でできなかった部分があるので、できれば外国籍の方々を含めたコミュニティーとの懇談会、これを受けて開催するという方向で正・副委員長のほうで段取りをして持っていけば、これは非常に有意義であるということと、やるべきであろうというふうに思います。

当然、この委員会の中で、ここでも出てこなかった議会として出した提言の部分に関して、事情とか意見交換が必要であれば、委員会として積極的に地区センターも含めてそういった場を設けて意見交換をどんどんしていく。広聴機能が、今こういう時期です、なかなか難しいような状況ですから、この委員会でも各種所管する団体との意見交換を広聴の機能に代えて、委員会、議会活動に生かしていく方向に持っていただければというふうに思います。以上です。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

今、懇談会の話をしていましたが、ちょっとのんびりしておるのは申し訳ないですが、いいお知恵をいただいたというか、また検討します。

ほかに何か御意見のある方、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

ということで、取りあえず今取り留めて、じゃあ行政への依頼ですとか注視とか、ちょっと委員会の中で今の懇談会等を含めて検討しようというところで委員会としてはそこまでということにしておきたいと思います。

ほかに、じゃあ御意見ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件については終了いたします。

ちょうど半日で終わりました。

以上で本日の建設市民委員会の案件は全て終わりました。これで建設市民委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。御苦労さまでした。

閉会 午前11時48分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月11日

可児市建設市民委員会委員長